

八王子市立大和田学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立大和田学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。したがって、すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、外部の公的機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

〇令和7年度の重点項目

「いじめはしない、させない、ゆるさない、大和田っ子」の育成

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- 〇人権意識や規範意識が希薄な児童には、全校で統一した生活指導を通して、日常的な言葉遣いや相手に対する思いやりの気持ちを高める。
- 〇ふれあいアンケートにより、相談できる大人・相手がいない児童に対して、各種多様なSOSの発信方法を示す。
- 〇集団の中で関わり合うことが難しい児童の個性を理解し、個々を認め合える学級経営を行う。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 毎週火曜15時00分から
- 〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① いじめが発生したら、即座に管理職、生活指導主任に相談し、学校いじめ対策委員会を開く。
- ② 当該児童からの聞き取りと、外部機関との連携の下、抱えている問題を解決する。
- ③ 当該児童、保護者への対応の報告と助言を行う。
- ④ 加害児童の指導、および保護者への報告を行う。
- ⑤ 児童への継続的な見守り、声掛け（追跡型）の生活指導の徹底

いじめの防止等に関する教員研修

教職員へのいじめに関する研修を年3回行い、いじめ防止、発見、対応、対処について教職員の理解を図る。

- 4月 9日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 9月 2日 「重大事態の理解と対応」
- 1月13日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- 〇特別の教科 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- 〇国語教育を要として、特別活動等の実践や挨拶運動を通して、コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進し、温かい人間関係を醸成する。

SOSの出し方に関する授業

- 〇各教科・領域での指導を通して、児童のコミュニケーション能力を高めるとともに、様々な困難やストレスの対処方法を身に付ける。
- 〇DVD 教材やいじめ防止のための啓発リーフレットの活用、SC との面談を通して、身近な大人や関係諸機関に相談できる力を付ける。

いのちの大切さを共に考える日の取組

道徳の授業を実施

- 〇全校で共通の主題「命の大切さを考える」を設定し、一貫性のある指導をおこなう。

- 1年 自然や動植物の生命を大切にしようとする心
- 2年 友達と仲良く助け合っていこうとする心
- 3年 助け合って生きていることに喜びを感じられる心
- 4年 生きている喜びや幸せについて考えられる心
- 5年 命のつながりについて考え、大切にできる心
- 6年 かけがえのない生命を尊重し、大切にしようとする心

児童の自己肯定感を高める取組

- 〇児童会や学級における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組を継続的に行う。
- 〇はちおうじっ子サミットの一環として、児童会運営委員会を中心に「SNS スローガン」を作成し、情報モラルの意識を高める。
- 〇Q-Uの結果（5・6年）を分析し、学級づくりに生かす。
- 〇あったか言葉や、いいところ見付けなど「いいところ応援計画」を発達段階に応じて実践する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校はいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校はいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校はいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校運営協議会ははじめとし、民生児童委員やこども家庭センター等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。